

「事業主の皆様へ」

熊本県の入札参加資格申請に、個人住民税の特別徴収実施が必要となります。

いつから?

- 建設工事、測量・建設コンサルタント業務等については、平成24年度入札参加資格の審査から必要となります。
- 物品の買入・納入等については平成24年度から適用される入札参加資格の審査から対象となります。

誰が?

- 個人住民税の特別徴収義務のある方です。
- ★ 個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収(天引き)し、各市町村に納入することです。

提出書類は?

- 必要となる提出書類等については、今後各申請要項または要領、手引き等の中でお示しします。



現在、特別徴収を行っていない事業主の方は、次の手続きをとっておく必要があります。

- 市町村へ給与支払報告書を提出する期限である平成24年1月31日までに市町村の住民税の担当課にご連絡いただき、特別徴収への切り替えを行ってください。

これにより、市(町村)・県民税特別徴収額の決定通知書が送られてきますので、平成24年6月から特別徴収を開始することができます。

詳しいお手続きについては、従業員の方の住所地の市町村(住民税担当課)にお問い合わせください。

お問い合わせ先 ▶▶

特別徴収または納税について

熊本県総務部税務課 収税班 096-333-2099
各市町村住民税担当課

建設工事等に関する入札参加資格

熊本県土木部監理課 建設業班 096-333-2485

物品の納入等に関する入札参加資格

熊本県出納局管理調達課 管理審査班 096-333-2581